



西洋遊戯

かるゝ使用法

特62-259



1200800264263

特

2



始



序 明治十九年十二月十五日内務省交付 1889

うべ山の大嵐の手に蚯蚓はきの痕を残し六歌

仙ならぬ遣り羽子の墨塗りに業平の黒主と

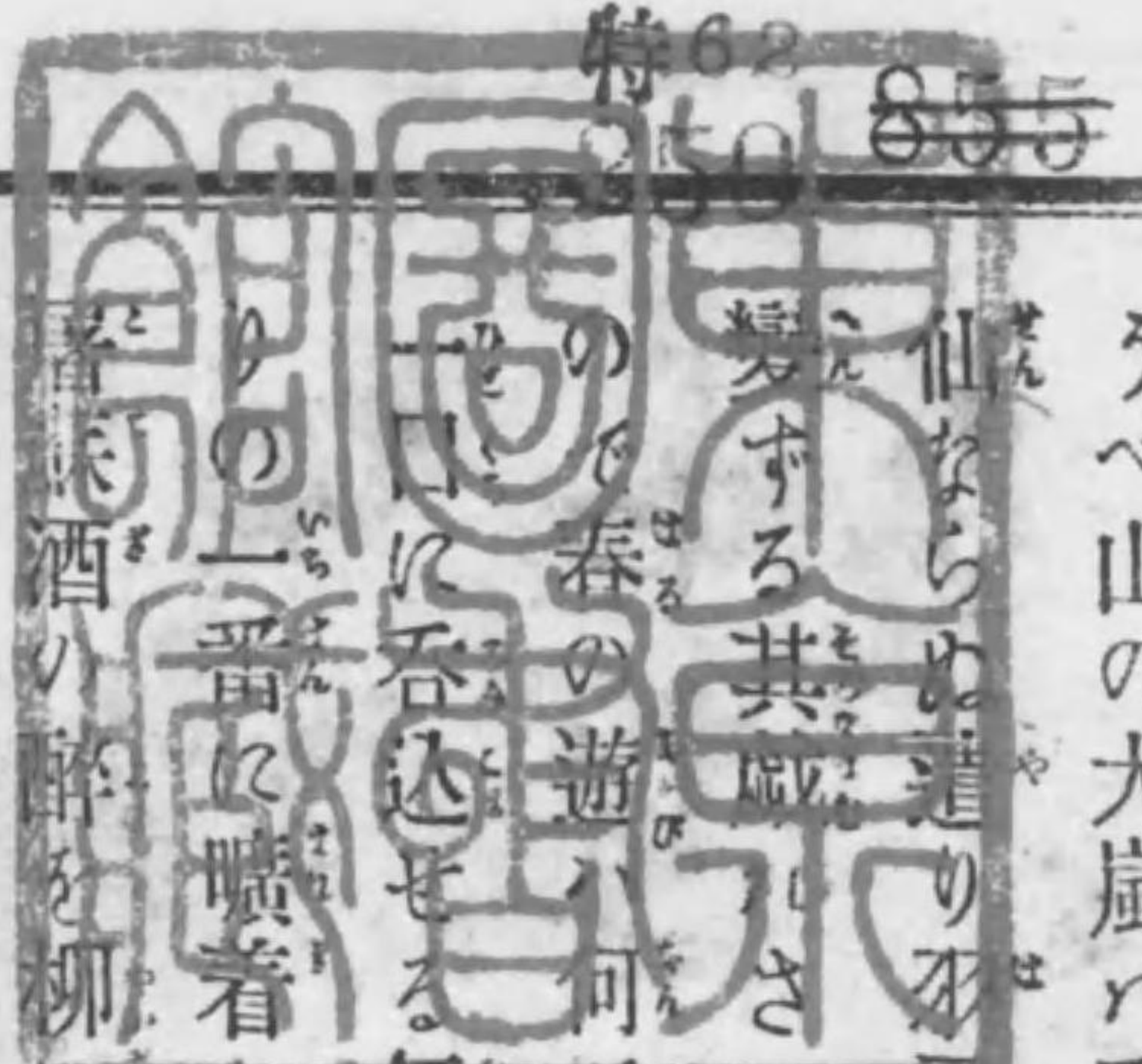
髪する其威のさへ去歳の熊手と同様古ぼけた

の春の遊は何でも是に西洋骨牌たと雑煮の

十日に吞込せる無類の珍書成は何君も一番上

の一番に嘔着と御一所にサアくめと玉へ

酒の酔を柳に吹れ乍ら 根岸の鶯亭金升



特 62 855

切
者
為
飄

切
者
為
飄

帶
理
為

帶
理
為

骨牌交厚西洋戲姫始樂深北里遊 山陽亭藝生

お直段は手がる貫ふて嬉らがる 奔雷空人

賣れて廣がる西洋がるた

苦を捨て好い樂を蒔く札に 紅亭花笑

遊びの種の切れぬトランプ

斯うなりや何うでも西洋骨牌 花林堂轉珍

すてよが切らうが主のむね

春なれやかるたに暮る面白と いろいろ粹史

○緒言

凡そ世間何事も限らず遊戯とし云へば必ず輸贏を争ふもの
の定まりて是より面白きことい無きものどせり是れ人間
と人より上るを好みて下るを厭ふ者にして人より勝ち誇りて
羨まざらんと思ふ性情ある故あり故に吾邦も行はるる佳留多
花符雙六十六武藏など云へる遊具の悉く輸贏を目的とせり
西洋よて夙よ(トランプ)と云へるものありて同じく輸贏を
目的として樂む所の遊器あり斯の(トランプ)の西洋の佳留
多とも謂ふべく彼故々よての盛よ愛翫さるる一種珍奇の遊

器とす吾邦の佳留多花符の如きものやうのこ之は似にたる所ところあり
といへども(トランプ)は比くらぶれば其遊あそび無む稽きよして卑いやし賤せんと
謂いふべし則すなはち西洋の(トランプ)の其遊あそび優よ長ながよして使つかはる
高たか尙しやうなれば又隨またつて之これを使つかふ人々の智ち力りきを自みづから上あ進すすするの
みならず交か際さいを親いん密みつよし品ひん行ぎやうを高かう尙しやうよするの益やくあり一いつ小せう戯ぎ
と雖いへども豈ある無む用ようとして擯と斥のけすべきものあらんや夫ゆゑれ故ゆゑに西
洋諸國やうしよこくよての公わき侯こうの尊うへ爵つがたより馬ば丁てい炊くわん婦ふの下しも賤けんに至いたるまで皆
此この(トランプ)を以もつて無な上じやうの遊あそ戯ぎなりとし大おほき流行りやうせり然しかる
よ近ちか來きた我われ邦わがくにを外ぐわい國こくとの交きあ際さい次じ第だい親しん密みつあるよ從したがひ彼かれ此これの往ゆき

來きを追おひ々々相あ繁ひく内地ちち雜ざ居ぐとて彼せい國こく人じんも吾わが邦わがくによ住すま居ぐを求もとむる
事ことを又また起おこらんとす其内うちよ於おてを西せい洋やう風ふうの服ふくを装まふもの日
一いち日にちより多おほく結むす髪かみよの束そく髮はつ會かいあり舞ま踏たよの俱く樂らく部ぶあり西せい洋
音おん樂がくよの稽けい古こ所じよあり彼か所しよよの洋やん食しょくを味あひて球たま戯ぎをあし此こ處
よの夜や會かいよ聘へいせられて骨か牌ぱい遊ゆうをなし其その他た今日けふ西せい洋やう流りやう儀ぎの流
行やうの頗た巨きよ多たなり是この勢せいを以もつて考かんふるよとき(トランプ)遊あそ戯ぎも
早い晚ばん昔あま洽まよ至いたりぬべし仮か令れい右みぎの如ごとき貴き人じんの公こう會かいよ於おてせざ
るも其私し宴えんの席せき場ばよ在あつて屢しばしば々々斯この設せつけあるよ至いたらん已まて東
京きやうの如ごとき紳しん士し學がく士し書しょ生せいの間まよの遊あそ戯ぎよ際さいし必かならず之これを用

ゐさるものあつよ至らんとするの傾きあり左りながら（ト
 ランプ）は其傳來未だ久しからざるを以て能く之を使用す
 る達人甚だ少く偶々達人と呼ばれ上手と云ひるゝものを
 われど其使用の方法多くの経験に依り知らず識らず會得來
 たるもの多く故に未だ使用法を識らざるものが是等の人々
 且就て其説明を乞ふを明白に答弁すること能はざるのとか
 若し経験より其奥義に涉りし人あれば大畧を説明する
 のみよして迎へ其奥義を打明けて答弁さるべし是其奥義の
 漸次に見開きたるものゆゑに秘訣として容易く人は聞せん

ことを惜むものあれば左れば吾邦まで今日（トランプ）
 の使用法を習はんと欲せば師に就て尋ね得へきよあらざる
 を以て自身多年の経験を積りて理會するの外あらざるべし是
 れ予が似狂を顧みず此不便を除かんが爲に爰に一書を編述
 して洩く世の婦女童蒙の徒に示す所以あり

明治十八年十二月

櫻城 醉士誌

目次

- 第一章 (トランプ)の性質
- 第二章 使用法の種類
- 第三章 混錯法及其共伍
- 第四章 占繪使用方前の二要件
- 第五章 占繪の使用法
- 第六章 占繪使用法の定則及其騙術
- 第七章 記憶力の必要 附言一則
- 第八章 (トランプ)獨遊ひ

- 第九章 二十一(トランプ)
- 第十章 消了(トランプ)
- 第十一章 點繪(トランプ)
- 第十二章 占繪の別法
- 第十三章 (ナポレオン、トランプ)

附

- (一) (トランプ)手術
- (二) 屏障暗射
- (三) 混交暗射

(三) 混交屏牌

西洋遊戯 骨牌使用法

櫻城醉士 著

○第一章 (トランプ)の性質

(トランプ)の西洋遊戯の一種にして吾邦の佳留多に似たる所あれば之を西洋佳留多と譯えても可あるに似たれども夫よて之意味茫然として西洋の佳留多の内よて何れの分なる事か判然せざるゆゑ尙元名を存して(トランプ)と云ふと好しとす是恰も西洋の帽子を西洋帽子と稱へずして(シヤツポ)燈檠を(ランプ)と謂ふが如し

(トランプ)と其好癖家より看れば酒食より貴かるべく花月
 よりも興あるべく一種の珍器あれば従つて之が使用方法を
 夥多よして其道理も綿密あること吾か佳留多雙六等の及ふ
 所よあらざるあり今先づ此言を証明する爲め(トランプ)と
 吾邦の遊器とを比計ん第一圍碁は二人よあらざれば爲す
 こと叶はず將碁も亦之よ同じ第二長久の時間を要す將碁も
 亦同じ第三習練されは容易よ企だつべからず斯三件の圍碁
 將碁の性質よして不便極れり(トランプ)の之よ反し第一人
 よ制限あることかし第二勝負よ時間ヲ費さず第三輕易よ

企つることを得へし或の碁將碁の只之を傍觀するのみを以
 て興味ありと云ふものあれども是殆んど痴狂の談語り旗よ
 如ふるよ圍碁の素と縉紳老翁の樂とし書生婦女童蒙の遊ひ
 よあらずとしたれん汎く何人ふても此遊を通用し難し然る
 よ(トランプ)の其用汎く一人よて爲すことを得べく二人よ
 て爲すことを得べく三人よて爲すことを得べく四人よても
 五人よても六人七人八人九人十人五十二牌其數の盡るまで
 の使用自由あり又歌佳留多詩佳留多の人よ制限あまといへ
 とも之を使用するよ其方法道理よ由らざるを以て只慧眼者

の爲なほ又さらば櫻はな了られ甚はんだ亂らん雜ざつかり又また或あるの其その牌はい面めんは文ぶん字じの標め的てきを馴な致あるの恐おそれありて面おも白しろからず斯かくの如ごとく人た偶ぐ々くあるとさひ到つ庭てい勝かちを讓ゆづらさるべからず(トランプ)の眼めを以もつて専せんり心こころを以もつて使用しせらるゝか故ゆゑは慧めい眼がん家かあるを恐おそるゝは足たらず又また戰いくさひ中なかの牌はい面めんを表あらはさるが故ゆゑは繪え狀じやう點てん形けいを標め的てきと爲なして勝かちを讓ゆづることおし雙すわう六りくの點てん數すうの如ごとく由より輸か贏まうを定さむれども其その投な點てんの偶た然ぜんの事ことは如ごとく焦あせ神じんするも便べんあり只ただ空くうは僥あや倖まを疎まつの外ほかは特とくり花はな符ふは稍せう道だう理りある遊あそ戲びをれども袁えん玄げん道家だの器具ぐう小せう係けいるよと多おほきと以もつて世よ容いらるゝこと甚すくお

し斯この餘よ(トランプ)の其その製せい法ぽう上じやうよりいふを吾わが邦ほんの遊あそ器びは優まさるところあり夫それは第だ一いつ繪え狀じやう點てん形けいの瀟せう洒しや美み麗れいあること是これあり尤とも是この實じつ物ぶつを舉あげざれば十分じふぶん説せつ明めいし難がたけれども兎とも角かく其その繪え狀じやう點てん形けいの上下じやうげの差ちがひを寫うつし出だせるものおれば體てい裁さいも宜よろしく彩いろどりも久くしく持もち耐たへて光つや澤やを淪かふことなし第だ二に其その紙かみ質しやう柔やわ軟らかにして左ひだりは曲まげ右みぎは折をるを爲ために挫さ折せることおし(尤とも是このは)トランプ)の價ね直ちやう如何いかには依より同おなからざるも吾わが邦ほんの歌うた留りゆう多た花はな符ふの全ぜんく此この質しやうを以もつて又また一いつ種しゆ快こゝろよ暢と音おん響ひびを出いだせり勿な論ろん之を價ね直ちやうは因より均ひらからざるも其その音おん響ひび

の整々然たる吾邦遊器の及ざる所也右の(トランプ)と吾邦の遊器とを比較たるものにして即ち以て西洋の(トランプ)の其遊戯術高尚風雅よして佳留多雙六花符等より優ることを識りぬへし

(トランプ)の一種の遊戯術なり故に瞥見るときは淺薄よし高尙ならずが如く思ふものもあるべけれど左にあらざる能く之を玩味すれば中々道理のあるものなり總て何事も限らず瑣末の事柄の人々の考察力甚だ淺薄して常之を顧みるものあしと雖とも理學上より推歩するるときと物皆定則を

きものいなし即ち物の常態は其常態あるべきの定則あり物の變態を其變態あるべきの定則あり(トランプ)も亦此道理の(適せざる)といふことあし其勝を取るに必ず勝べきの定則に従ふが故あり其負るや必ず負ざれば能はざる定則のありこの定則を識りこの定則を行ふものは之を達人とも上手とも稱すべくこの定則を識らず又之を行ふ能はるもの之を下手と云ふべし未熟とも云ふべし左の(トランプ)を以て輸贏を争ふ時ふ當り一方の使用の妙巧小して神變不可思議なるか爲ふ常に勝利を占め一方の之を制せられ

て使用十分ならず常ニ敗北其遺憾の形容すべからず是他なし能く勝ものハ其使用定則ニ適ひ能く敗る者の其使用定則ニ従いざればあり古より今に至るまで遊戯の術多端ありといへども其使用の高尙たるものは是の（トランプ）の上ニ越るもの亦かるべし蓋し此事ハ初歩の人ニ向つて言ふとを決して信用を置かざるべしと雖も（トランプ）ニ熟達せるの士は果して予カ言の虚あらざるを知るべし

○第二章 使用法の種類

使用の種類は頗る多く西洋諸國にてハ久々く使來るを以て

使用乃變化を幾多よを考出せり己ニ獨逸國ニ遊學せし人の話ハ彼國にて使用法ハ百六十種以上ありと聞きぬ以て其種類の夥さを思ふべし本書ハ専ら婦女童蒙の爲よものせるを以て斯の如き夥多の種類を皆列載せず又之を皆列載せんハ少冊子の能尽す所ニあられされバ今ハ其中ニ就て世人が通常使用ニ重要のものニみを示すべし

使用法中貴重なるもの七あり第一獨遊ハ第二二十一第三消了第四占點第五占繪第六（ナボレオン）第七占箱の別法是あり是實ニトランプ使法の順序と云ふを可あるべし則ち第一

第二之其使用法誠そのつくりに容易やすにして直ちかに覺さり得えべく第三以上第
 六に至る迄まの最もとを綿密めんみつにして深ふかく研窮けんきゆうせざれば識しる可べからず
 就中占繪そのうちの最もとも快娛くわいごなるものにして又最またも深理ふかきあれバ本書
 に於ての重おもい之を説明しめさんどす人々常つねに相遭あひあふて(トラン
 プ)を行なふべしと云ふの多おほく此占繪このの事ことなれば能よく此占
 繪このの使用定則つかりかたを解得がせざらべからず依よつて以下順次この之を説
 明あすべし然るこゝに爰いひは豫告よすべきことあり夫は先何まづても平易
 の事件ことを最初はじめに説明しを梁理むすの事柄ことを後方あとに置くおの順序このを
 れども(トランプ)の占繪このを以て大本もととして餘よの使用法つかりかた之

より按出おんしたるもの多おほきを以て最初はじめに深理ふかなる占繪このを説明
 して餘あの用法つかりかたを後方あとに載のせざるべからずされバ説明しの際
 大おほく困難こんなんを來きたし看容みるひをして惑まどはしむる事ことあるも計はかられざれ
 ばなり是こゝを以て先占繪まづを説き次つぎに獨遊ひとりあそ二十一消了たしやう占點この(ナ
 ポレチン)を明あらはせんとす
 骨牌かるたの体裁ていざいハ之を製造つくる國々くにに依よつて多少同おほふせざるも大抵
 の同一おななり即ち之を四部よに區分わけし各部この十三牌宛まいづつりて其總
 計五十二牌まいなり其一部このを(スベード)と云ひ一部このを(ハート)
 と云ひ一部このを(ダイヤモンド)と云ひ一部このを(クラブ)と云ふ

各部順位ありて一點を最上とし王女王軍士十點九點八點七點六點五點四點三點二點に至り終ること左表の如し

○第一等	一點	○第二等	王
○第三等	女王	○第四等	兵士
○第五等	十點	○第六等	九點
○第七等	八點	○第八等	七點
○第九等	六點	○第十等	五點
○第十一等	四點	○第十二等	三點
○第十三等	二點		

四部毎に等級ある右ことの如きと雖も獨(スペード)に至つてハ一點を其代(スペケレーション)あるものあり此の主權者の意として一部の上位あるのみならず他三部の總大將あり其巧用の後説示すへきを今尙初步の徒は四部の區別を明白に説かんとため左の之を示すへし

(トランプ)の四區別

一部 スペード 鐵形 黑色

スペケレーション 王女王軍士十點九點八點七點六點

五點四點三點二點 合計十三種

一部 ハート

心臟形



赤色

一點以下前も同じ

一部 ダイヤモンド

金剛石形



赤色

前も同じ

一部 クラブ

木葉形



黒色

前も同じ

其餘各部の繪牌ハ實物ハ就つされば能く解説し難し

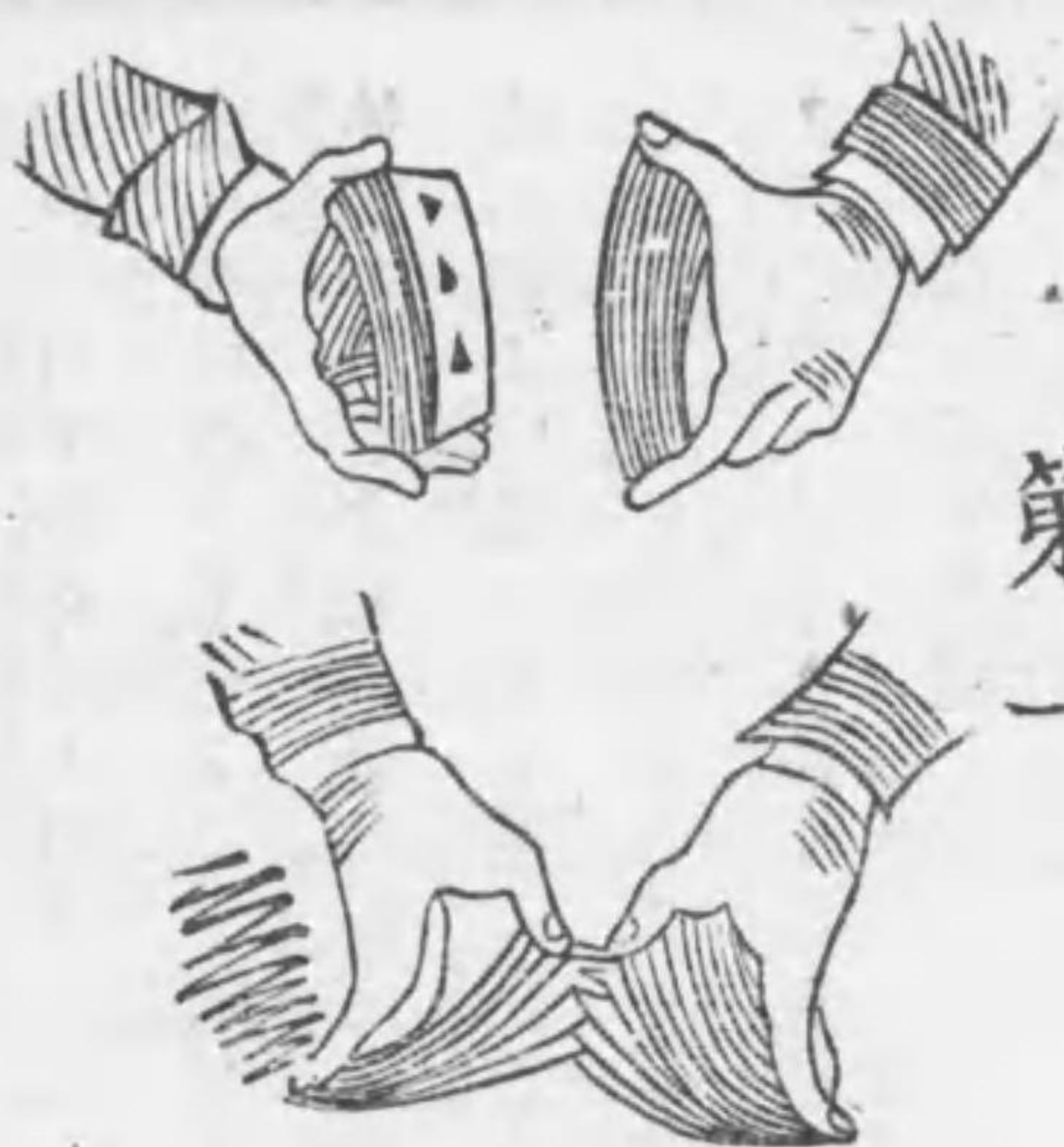
○第三章

混錯法及其其伍

牌よたの混錯法まじりかたの如何いかんもしても混錯まじりるへすれば宜よかるべきゆゑ

吾われが仕留つか多花符たはなはなの混錯方まじりかたの如く掌上てのひらに載のせて混錯まじりするを差さ支つかへはかけれども右みぎよて配分くばりことの遅延おそあることあり且其また体裁ていざいの見苦みきさものある故ゆゑ之を倣まねふべからず西洋せいやうよての混錯まじり法ほうハ別べつに定例ていれいありて能く迅速すみやかに混錯まじりし且体裁ていざいを整備ととのせり然しかとせ其方法そのしを數多あまたにして一々ひと之を示しす便べんからざれば其中そのうちに於おて成なるへく了り易やすく識しり易やすきもの二個ふたつを圖解えんげすべし
右みぎの圖ずを篤とくと熟覽じゆくしたる上うへよて屢々しばしば實地じつちに施行しやうぎするときは自然しぜん了解りやくして錯雜さくざつの上達じやうたつに至いたるべし其配法そのくばりかたの順序じゆんじゆと後文あとごを説示とくしめす所ところを以もつて明あらかあらん

第一



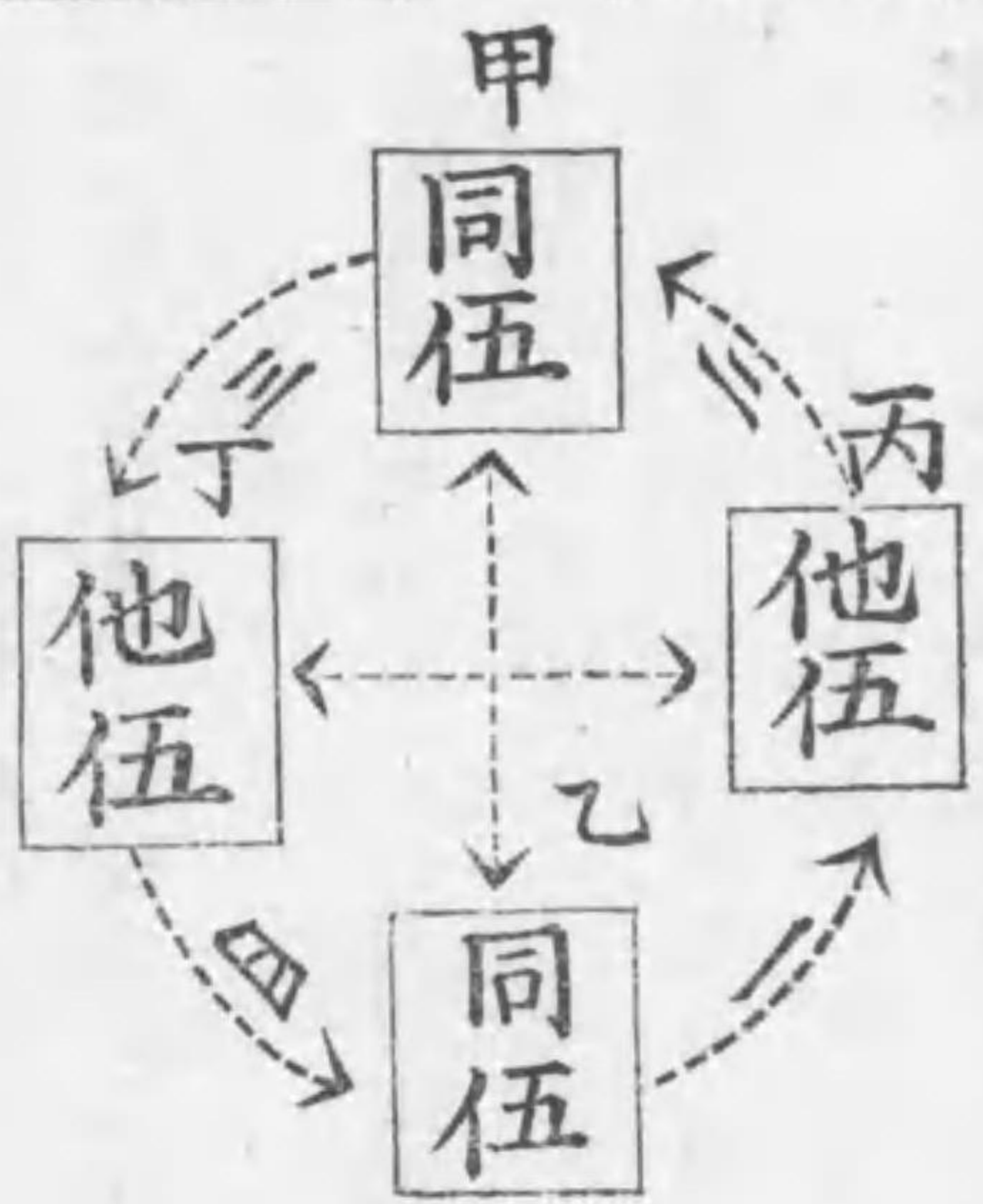
第二



○占繪の共伍

占繪の本邦の將基の駒出し遊びと大同小異あり
 但し四人乃遊戯をれば四人を二伍に分ちて左圖の如く共伍
 をなして對座すべし

左圖の如く共伍を定めて互に對座すべし是敵手を間と狭み
 て味方同志と馴合さざるためあり即ち(甲)と(乙)とは同伍
 として味方同士あり然れども(丙)(丁)は對しての敵あり
 (丙)と(丁)との他伍として味方同士あり然れども(甲乙)は
 對しての敵あり即ち復言すれば(丙)と(丁)との同伍として



配分を爲すもの最後は受くる事を心得べし是れ大益あり

〔甲〕と〔乙〕とい他伍あり
 斯の如く伍と定めて牌
 を配り始むべし其順序
 の譬へバ〔乙〕を配分方
 とすれば先づ〔丙〕は與
 へ次は〔甲〕は次は〔丁〕は
 與へ終りは〔乙〕自身は
 受へべし孰れよしてを

るを以てあり斯の如くすること十三回されバ其數全く畢り
 其畢りの牌は斷牌と唱へ要用のものなりこの斷牌は最初配
 分の時際り豫じめ契約を以て四部の中一種を以て假り定
 めすべし尤も四部とい云とも其中（スペード）の斷牌と爲す
 べからず其故に（スペード）を斷牌と定めバ其高點たる（スペ
 キレーション）の威力を減殺する乃恐あるを以てあり左れ
 バ實際の四部中の三部より任意に斷牌を定むるものとす
 斯（丙）より（甲）は（甲）より（丁）は（丁）より（乙）たる自身は配分す
 ること成る可く迅速せざるべからず又能々注意して表面

尽きりたるときそのつぎ其次回より他伍より吾か尽きりたるもの、點札繪
 札よたを打出すときまへ前きめおきふ豫定し斷牌きりよたを以て打出せは之か爲なる他
 伍がたの繪札よたの切られて其札そのよたの吾有わがものとあるへし之と斷札きりよたを使つかふ
 と云ふ斷札きりよたを以て他伍てきかたの繪札よたを勝取勝ちるは甚おそろた與ある仕方しまたよ
 て一度いちどの(トランプ)中うちの早晩いつしか出て來くるなり然れとも此斷
 札よたを用ふるは法はあり又皆無かいつとなるはも道理だうりありて繞密めんどろし至極
 なりはとす個こは後のちに至いたり詳細こまやかふ辨明べんめいすべく爰こゝより其大要そのあらましを示
 すのみ

(二) 情件いひくまの事由わけから

札よたは之を配分わくる以前まへより精密せいみつと混錯まぎれて可成おほ他伍みかた共とも強弱きやうじやく
 優劣ゆうりやく平等へいびんの配分はいぶんと得しよぶて勝負しやうぶを決きせさるべからず左れども是
 の實際じつさい如何いかん又工夫くふうし如何いか凝思ねんごるも行おこなはれざることよて到
 低り多少すとしうの平均このちがひの免まぬかるはこと能あたはず實じつは不得止しきたものあり
 故よて偶然まづ所得ちがひめいの不平等ふびんびん著あるしき場合ばあひ又會あふとあり譬たとへ一
 方さの最上さいじやうの所得てをもちたるも他たの一方さの最下さいじやうの所得てを
 有もちたるはときの如かし斯かるときは殆ほとんど始はじめより勝かちは最上さいじやうの所得て
 者ものありて負まけの最下さいじやうの所得て者ものあること判然せんぜんなれば未だ戰
 はずして勝負かちまけ定さだまれり依よつて非常たうとうの不平均ふびんびんは自各受領おんごうたる時

よ之を見て停止し更ニ混配て配分を爲さしむ此停止するこ
とを情件ありと云ふ定例の情件ハ左の二個の場合とす

一 四部中の一種類あるもの始より全くあき時

二 四部中の一種類七枚ある時

第一ハ何故ハ情件ありやと問ふハ譬ト(スペード、ダイヤモ
ンド、クラブ)の三部はあれとを他の一部たる(ハート)は一
枚もあきときかれバ此人ハ始より一部も皆無あるを以て斷
札を以て(ハート)の繪札を悉く斷り取るべし是始より勝を
占むること明白あるハ同じ依て更ニ配分せざるべからざれ

バあり

第二ハ如何と云ふハ是も第一と同じく譬ハ一部乃同種七枚
以上あるときは其人ハ十三枚中ニ七枚の同種を受けたる爲
め他伍ハ二三枚ニて直ニ皆無とあるべき札を持つ道理
レバ吾不利甚だし其他斯の如き所得ニてハ皆無とあること
遅きを以て旁々配分を改むるなり人ハ依りてハ此の情件を
容れずして行ふものあれども右云ふ如き理由あれバ情件ハ
必らず要用とすべきものなり

○第五章

占繪の使用法

占繪とは書札十六枚を悉く同伍に戦取せるか又の十六枚中の九枚以上を同伍に占取爲者を以て勝と定めたる方法あり若し之を裏面より云い他伍に繪札一枚をも戦取せざるか又の七枚以下を占有するもの、稱なり斯の占書に(トラン)使用中最大の快樂を與ふるものにして又最大の道理を蓄ふるものあり依て詳らかに之を説ざるべからず己お云ひし如く他伍同伍を分ちて斷札をも定め其配分を配りて後之より取り掛るべし即ち前圖を以て説明さんよ先づ(丙)より受取り初めたる札を左の如くありしと假ふ定め置ん

丙

ダイヤモンド 五點、九點、十點、兵士、王
 ハート 五點、十點
 スペード 五點、六點、七點
 クラブ 四點、八點

甲

ダイヤモンド 四點、七點、一點
 ハート 三點、四點、六點、王
 スペード 三點、九點
 クラブ 三點、六點、七點、女王

て座の中央さんなかに棄置すておくへし是こゝまで一順いちじゆんを終おる斯この一順いちじゆんまで(甲乙)は同伍どうごの先さきつ一枚まいの勝かちなり何なにとあれバ(丙丁)は未いまた一枚まいをも占有かちとりせざる間まは(甲乙)の(ダイヤモンド)の女王じゆう一枚まいを占有かちとりしたれば之こゝ次つぎは(乙)の(ダイヤモンド)の女王じゆうを占有かちとりせしを以もつて二順にじゆんの(乙)より打初うちはじめめざるべからず是れ打出でししの先手せんての常とこに勝者をちてよりするを定例さだめとせバあり依よて(乙)の(ダイヤモンド)の六む点を打出でしすこととせんは次つぎの(丙)の(ダイヤモンド)の九く点を打出でしすあるべし(甲)と之こゝを受け(ダイヤモンド)の四よ点を打出でしすあるべし最後の(丁)の(ダイヤ

モンド)の二に点を打出でしすあるべし之こゝを二順にじゆんとす此二順こゝにじゆんまで誰たれも繪札えしふだを占有かちとりしれるものなきゆゑ勝敗まけかちのなきものとする依よて(甲)(乙)(丙)(丁)の四人よににんが出せし(ダイヤモンド)の六む九く四し二にの点札てんしふだの不用物ふようぶつあるを以もつて前の如ごとく伏ふせて捨置すておくへし○扱さて又また三順さんじゆんの先手せんては(丙)たるべし是れ(丙)は二順にじゆん中の高點たかてんなれば實際じつじやん一物ひとぶつをも占有かちとりせずといへば名義なごう上の勝者かちてたればあり依よて(丙)は(ハート)の五ご点を打出でしすとすれば(甲)は(ハート)の三さん点を打出でしす次つぎは(丁)の(ハート)の二に点を打出でしすなればし最後の(乙)は(ハート)の女王じゆうを出でして自退ひきのくべし是

よて(甲)(乙)の同伍くみの二枚まいの勝とあるあり○四順しじゆんの(乙)より初め(スペード)の二點より打出さんよ(丙)の(スペード)の五點を出し(甲)の(スペード)の三點を出すあるべし(丁)は(スペード)の女王を自退ひきのくべし此四順このしじゆんよての(丙)(丁)の同伍の女王を受うるを以て一枚まいの勝とありしも尙一枚まいの敗まけあり○五順よ至つて(丁)の(ハート)の一點を打出さんよ(乙)の(ハート)の八點を出し(丙)は(ハート)の十點を出し(甲)は(ハート)の四點を出すあるべし(丙丁)の同伍の(ハート)の一點を得たり是よて双方對等そふじやうおひびこととなれり○六順よ至り(丁)は

(ダイヤモンド)の八點より打出さんよ(乙)は已よ(ダイヤモンド)の已よ皆無かいむとあり尽おつたるとを以て斷札きりよだを使用とすれの(クラブ)の二點を出すあるべし(丙)と(ダイヤモンド)の十點を出し(甲)の(ダイヤモンド)の一點を出すへし是よて(甲)(乙)の同伍くみと(ダイヤモンド)の一點を得たれば(甲)(乙)間三枚まいの占有とあり(丙)(丁)よ對して一枚の勝とす○七順よ至つて(乙)の前まへよ斷札きりよだを出したるを以て自から先手とあつて打出すへし依て先づ(ハート)の七點を出すとせの(丙)よ(ハート)は皆無かいむあるかゆゑ(クラブ)の四點を以て斷きるへ

し(甲)の(ハート)の六點を出し(丁)の(ハート)の兵士を出
すべし之を依て(丙)(丁)の(ハート)の兵士一枚を加へた
り〇八順に至り(丙)の(スペード)乃六點を打出すとすれば
(甲)は(スペード)の九點を出し(丁)は(スペード)の兵士を
出すべく(乙)の(スペード)の四點を出すべし左すれ其勝
り(丁)はあり〇九順に至り(丁)の(ハート)の九點を打出す
とすれと(乙)乃手より(ハート)皆無なるを以て(クラブ)の
五點たる斷札を用へし(丙)も(丁)も同様に皆無なるを以て
八の(クラブ)を以て(乙)の上を斷るへし(甲)の(ハート)の

王より外なきを以て止を得ず王を出すへし依て(丙)の勝と
あれり〇十順に至り斷牌の高點たる(丙)の試に(ダイヤモン
ド)の王を打出すとすれば(甲)の(ダイヤモンド)尽矣た
るかゆゑも(クラブ)の六點を以て斷るへし(丁)の(クラブ)
の九點を以て其上を斷るへし(乙)の十點の(クラブ)を以て
尙ほ其上を斷り(ダイヤモンド)の王を占収すべし〇十一順
よて(乙)を打始めとし(スペード)の十點を出すすとすれば
(丙)は(スペード)の王を出すべく(甲)の(スペード)なきゆ
ゑ(クラブ)の七點を以て(スペード)の王を斷り取るへし(丁)

の其時(スペード)の八點を出すべし○此十一順よて(甲)の
 (丙)より(スペード)の王を得たるゆゑ十二順の打出先手と
 ある依て(甲)は(クラブ)の三點を打出すとせんふ(丁)の(ク
 ラブ)の王を出し(乙)の(クラブ)の一點を出すべく(丙)の
 (スペード)の七點を出すへし依て(乙)の(クラブ)の一點を
 以て(丁)の(クラブ)の王を占有せり○十三順の其最終あり
 此順の勝たる(乙)より打出す(乙)の(クラブ)の兵士より出
 るとせんふ(丙)は(ダイヤモンド)の兵士より外あさを以て之
 を出すべく(甲)の(クラブ)の女王を出すべし(丁)の(スペー
 ー

ション)を以て其(甲)の(クラブ)の女王と(乙)の(クラブ)の兵
 士と(丙)の(ダイヤモンド)の兵士を占取すべし是よて占給使
 法の終はれり依て其勝敗を計算せんふ其數左の如し依て
 (甲)(乙)の同伍の(丙)(丁)の他伍と對えて二枚の敗となるま
 り

獲の収のの 乙 甲	
ダイヤモンド	王、女王、一點
ハート	女王、
スペード	王
クラブ	王、一點
	合計七枚

丙	ダイヤモンド	兵士
丁	ハート	王、兵士一點
の	スペード	女王、兵士
収	クラブ	合計九枚
獲	女王、兵士	スベキユレイション

右一法の素より仮一例を設けたるものなれば之を讀て行ひたればとて聊を興味あることあかるべし只之を以て初步の婦女童蒙に占繪の斯る使法あることを平易に示さんためよなしたるものなり依て是より占繪の使用法よ就き最を

秘訣とする貴重の定律として重要な原則として據るべきの
 ことを説明すべし但し上來編陳おきし如く占繪あるものい
 (トランプ)使用方中の最興味あるものよして其方法も煩密
 されば能之を熟讀玩味て其時々敏捷の作動を爲さるべか
 らず是又豫かじめ一言する所なり

○第六章 占繪使用法の定則

左に條記するものハ占繪を使用する定則あり今便利の爲え
 一條を同伍他伍の兩點より説明すべし
 (一)同伍の成る可く後手よ打出すべし

打出しうちだの先手さきであるを損そんとし最後おわりあるを得とくとに其故わけの同伍どうぶより初先さきより打出うちだすとき一點いっけんを除のぞくの外ほかの其最後おわりの必かならずらず他伍たごより當りて他伍たごの利とくとかれべなり警せきべへ(甲)より點牌てんぱいを打出うちだすとき(丁)を點牌てんぱいを打出うちだすべし(乙)も點牌てんぱいを打出うちだすべし(丙)の即すなはちち其最後おわりあれば繪牌えいぱいを自退ひきのきすることを得とくるが如ごとし何なにとなれば(丙)の其次つぎ席せきも他伍たごありを以もつて安堵あんたして繪牌えいぱいを自退ひきのきすればあり此理このわけあるは依より(トランプ)の先手さきより打出うちださずして最後おわりも廻まはるを得とくとするあり其最後おわりも廻まはるは如何いかんすべきやと云ふは自身おのれ先づ(トランプ)の

配分くばりを行おふべし其順序しゆじゆの前まへより示しせま如ごとく先づ初牌しよぱいを(丙)へ配くばり(丙)より(甲)へ(甲)より(丁)も(丁)より(乙)即すなはちち自身おのれも受うくべし斯ごとく(丙)が初牌しよぱいを受けたるを配初くばりはじめと唱なへ(トランプ)の定則ていそくとして配初くばりはじめの人ひとより打出うちださるべからず故ゆも(丙)より打出うちだすとき(甲)を過すぎ(丁)を經へて(乙)の最後おわりの打出うちだしある爰こゝより繪牌えいぱいを自退ひきのきするを得とくべし但たゞし其自退ひきのきすべき繪牌えいぱいと云ふものも其時そのときと其手そのてと依よりて定きま律りつあれば最後おわりの(乙)の何繪牌なにえいぱいも自退ひきのきすべしとの譯わけはあらず個こと別條べつじょうも説明しやうめいすべきがゆへ此所このところより先手さきでより

り後手も廻る打出を得とすることと識得れば可あり

(二)最初の打出は順當する人の數多き同種中より其點牌を以て打出すべし

最初の打出と誠は肝要あるものあれば能く注意せざれば勝つべきものも負け負けべきものも却つて勝とあるべし依て最初の打出は順當するもの成るべく其所得中より最を數多き同種上の點牌より打出すべし又其點牌を成る可くは點數少きものよりすべし譬へ(ハート)が吾所得中の數多きものとせば(ハート)の點牌中より尙其點數

少きものを撰らび二點又の三點より打出すべし然るどき他伍の必らず打出す所の點數之よりも多かるべければ尙しても其次回の他伍より打始むることと考りて前項云ふ如く最後の利益を得べきあり然とを其數多き同種中の點牌を打出すこと、の定むるも之の又定則ありて何將ても最初の打出は數多き同種中の札を以てすること能はず譬は吾札五以上同種のものを所持するときは斯中より打出さべからず其故の元來(トランプ)の其種類四あり一種毎十三枚あるものゆへ同種の牌を一人よ

て五枚も所持すれハ十三枚の中より五枚を自退けたれば
 残り僅ハ八枚あり然るハ又斯ハ枚を三人ハ分配するゆへ
 一人ハ付二枚半弱ハ該る若し斯ハ枚を一人ハ四枚一人ハ
 三枚一人ハ一枚を分配する事在んハ此時最初ハ打出を乃
 恰好此種類の牌なれば一枚を所持する人の喜んで其一枚
 を打出すべし何とあれハ一枚を所持する人の其一枚よて
 已ハ其類ハ牌ハ皆無トありたれば此より後ハ斷牌を使ふ
 て其種類の繪牌を悉く克取することを得れハあり斯の如
 きことあれば最初ハ打出すべき順ハ當りては先ツ所得中

の數多き同種類の牌と打出すべきことかれを餘り其數多
 くして五枚以上同種のものをも有するときは他種の牌より
 打出し決して數多きものを打出すことなかるへし

(三) 同種類數少き牌ハ決して最初ハ打出す可らず
 吾所得中の牌よて同種類甚ハ少きものあるべししか
 るときは此同種類すくち牌は成る可く最初ハ打出さ
 るを好しとするの故は所得中ハ同種少なきものは他伍ハ
 於て其同種類尤を多きものあればあり尤を吾が同伍の一
 方よて其同種類の牌を數ハく持てることもあれと是ハ

偶然たまたまとして普通ふつうの他伍たご之のを持つてゐるものあり譬たとへへバ吾われが最初さいしょの打出うちだしは當りあた（ハート、クラブ、ダイヤ、モンド）は各々おの／＼の四枚宛よつまいありて（スペード）のみ一枚いちまいあり又またはかの牌た十一枚じゅういちまいありて（スペード）のみ二枚にまいもつてゐるとき若し此（スペード）を打出うちだすときは他伍たごの（スペード）を數多かずおほく持つより（スペード）の那處どこまでかはやく皆無かひなとありて吾われが所持しじやうする繪牌えいはいを斷り取らるへしとかをひ覺り吾われが持てゐる繪牌えいはい等を早く逃にげ出し又または自退じたいすることありて折角せつかく好配分てのちありしものを故ことさらし敗まける様ようになると同般おなじごとあり未

だ（トランプ）は慣なれざる人の常つねは能く此法このしつぽうを行ふて失敗しぱいを取ることあれば初歩はつぽの人の能く注意ちゆういすべき所あり又右の如く同類どうるい少すくきものを出いては當あたり其牌かの皆無かひなと近ちかづくことを知らずのみならず或あるは（スペキレーション）のさきこと又または一點の吾所得わがうのちゆうに在ることしめを示すも同じ併しかし是等これらの追々おしく了解さうじすべし

（四）若もし同種類どうるいの繪牌えいはい三個以上順次よつさんいしやうへいじゆんに之のを所有もつてするとき最さい初めより其繪牌そのえいはいを打出うちだすべし但たゞ其繪牌かを打出うちだす順序じゆんは高點たうてんより下點げてんより下さるべく下點げてんよ

り高點よ上るの順序よ出つべからず是の繪牌三個以上の
 同種類を所持する時の打出し方あり譬は(クラブ)の一點
 王女王兵士(斷牌ふ當らざるもの)と所持するか又は(ハー
 ト)の一點王女王を所持するか又は(クラブ)の王女王兵
 士を所持するが如く繪牌三個以上を順次よ所持する場合
 よ先づ(クラブ)の一點を初よ打出し次回よ(クラブ)の
 王を打出すべし其以下よ女王兵士を順々よ打出すべし
 と云ふことあり斯の如く最初より繪牌を打出すの同種類
 の牌と數多く持が故よ前よも云ひし如く他伍よて斷るの

恐われバ最初より貴重とする高點より打始むるあり全体
 普通の計算よての五十二牌を四個よ配分するが故よ一人
 よて十三牌あれば其十三牌を又四個の種類よ細別すべし
 然すれバ一種類よ付三牌宛あり(本來の三枚と二分五厘
 ちれど便利の爲單よ三牌と記す)已よ一種三牌宛なるが
 故よ先之を本位と定めて可なり之を本位とすれバ同種の
 者ハ三廻迄よの皆無とあるの恐あかるべし或ハ三回よ
 の少し不安心のこと問々あれバ二回とするときハ安全
 の計算あるべし斯る理由よより四牌所持する者ハ其内二

牌はいも切きられ三枚持もつ者ものの一枚まいの切きらるべき數理だうりゆへ同種どうしゆ類るいの繪牌えいはいを多く所持しよじするところの速すみかよ最初はつめより繪牌えいはいを打うち出して他伍たごも占領ちやんりやうせらるゝことを防よせぐあり扱さて又次またつぎも云いふべきまどの右みぎの如ごとくして繪牌えいはいを打うち出すゝの必かならず高點かうてんより下點したてんも下さるべし決けつして下點したてんより高點かうてんも上あるべからざることは是これあり譬たとへバ右みぎの「クラブ」の一點いっと王わうと女王じやうわうとを持もつとさの最初はつめ女王じやうわうを出だし次つぎも王わうを出だし終まりも一點いっを打うち出す等とと能よく未熟みじく者ものが行おこふ所ところなれども至極しごく拙策ちやくさくと云いふ可べし尤と其人たしやうの多少たうしやう之を爲なすは理由わけがらを考案かんがたるものゝいふれどを尙も

未まだ非ひ奇きり今いま其人たしやうの考かんがへを察さつするゝ吾わが所得しよじ中ちゆうも一點いっ王わう女王じやうわうを有あする上うへと切牌きはいもあらずは何なにもして人ひとも渡わたすの恐おそあることなし其故そのゆへの高點かうてんの牌はい皆みな々々吾手わがてもあればあり依よて女王じやうわうを先まも出すゝ一點いっを先まも出すゝ毫すこも掛念かけねんなく安心あんしんして何繪なにえよりして打うち出すの順序じゆんじゆも隨意じゆいありと云いふゝあるべし成なる程ほど此考このかんがへ一應おつとつ尤とも尙拙策しやくさくと云いふゝ他たもあらず斯かく順序じゆんじゆなく打うち出すとさの他伍たごも吾わが所得しよじを推知おしることあり即すなはち右みぎの場合ばあひもての「クラブ」の女王じやうわうと打うち出だせば他伍たごの意いも尙も一點いっと王わうあることを見み扱さべあり何なに

あれバ一點と王のれいこそ女王と最初はつめに打出うちだすべし一點
と王なけれハ女王を最初はつめに打出うちだすものあさハ當然あたりにあつたの道埋
あれバあり斯る理ことわり台たいあるを以て繪札えいしやくの打出うちだえハ必かなら順
次つぎに下くだらさるべからず

(五) 何札なにしやくに限かぎらず成なるべく速すみかま皆無かいむとありて切札きりしやくを使用つかひ
することを心掛こころがけ可べし

占繪まじりをあして勝かちを占しめんと欲ほつせハ素もとより吾所わがところ向むかひの善惡よしあしが
第一だいいちの基もとあれと尙なほは進すすんで切札きりしやくに依より他伍たごの繪札えいしやくを極領ごくりやう
することを心掛こころがけさるべからず夫それハ成なるべく同種どうしゆの札しやく

を幾回いくども打出うちだして其牌そのたの皆無かいむとある様やうなすべし斯かく幾
回ども打出うちだす中うちに却かへつて他伍たご同伍たご共ともに皆無かいむとあることも
あるべし併しかし是これハ前まへに述のべたる如ごとく普通あだりななれば三順さんじゆんとし
て皆無かいむとあるものあるべき計算かんじやうゆへ其計算そのかんじやう通りとほに來きたりて
各人めいひと二枚まい又またハ三枚まい位くらい宛いづを有あするところあり然しかれども我わが所
得うち一牌まい又またハ二枚まいも皆無かいむとあるべきものあるときハ
決けつして之これを最初はつめに打出うちだすべからざるも他伍たごより順次じゆんじに打
來きたりて吾手わがてに終おひるときの先まづ爰こゝまで一ひとつ見みるべきことあり
夫それハ今爰いまこゝに出いだしある牌たの中うちにて何人なにびとか其高點たかてんあるや是

あり若^も前^{まへ}圖^ずよて云へば其^{その}高^{たか}点^{ちん}の他^た伍^ごよして爾^{しか}も吾^{わが}(乙)
 左手^{ひだり}の他^た伍^ご(丁)の如^{ごと}きものあれハ吾^{わが}の最^{いちばん}少^{すく}數^{すう}の点^{てん}牌^{ぱい}を出^だ
 して(丁)ハ勝^{かち}を取^とりて次^{つぎ}の打^{うち}出^だ始^{はじめ}を(丁)ハ讓^{ゆる}べし若^もし(丁)
 も吾^{わが}手^てと同一^{おなひ}よして今^{いま}一^{いち}回^{まい}よて皆^{みな}無^なと思^{おも}へば直^すよ
 次^{つぎ}回^{まい}も引^ひ續^つき其^{その}札^{しやく}より打^{うち}出^だすあ^らべ^き其^{その}終^{はつ}りハ吾^{わが}よ來^く
 を以^もて吾^{わが}れも亦^{また}今^{いま}一^{いち}回^{まい}の打^{うち}出^だし^おて斷^きるハゆへ速^{すみ}か^や之^を
 を打^{うち}出^だし以^もて後^{のち}に其^{その}種^{しゆ}の札^{しやく}か出^い來^くるを俟^{まち}受^うけ之^を占^{かち}領^{りやう}す
 べし若^{もし}又^{また}其^{その}順^{じゆん}序^{じゆ}よて吾^{わが}(甲)より打^{うち}出^だしたるもの(丁)を經^へ
 て吾^{わが}(乙)よ來^くりそれより(丙)よ廻^まはすべ^きと^きは(乙)ハ

最^{ちひ}高^の点^{てん}の点^{ちん}牌^{ぱい}を打^{うち}出^だして(丙)より上^あり出^でて、次^{つぎ}回^{まい}の先^{せん}
 手^てとなり今^{いま}一^{いち}回^{まい}此^{この}種^{しゆ}類^{るい}の札^{しやく}を打^{うち}出^だして皆^{みな}無^なとあ^らることを
 勉^{つと}むべし左^{ひだり}れと(丙)ハ(乙)よりも高^{ちひ}点^{てん}牌^{ぱい}を出^だして(丙)
 が次^{つぎ}回^{まい}の先^{せん}手^てとあ^らる^{とき}の此^{この}事^{こと}行^{おこな}はれざれと(丙)より
 打^{うち}出^だして(乙)よ終^{はつ}る^{とき}の如^{ごと}きハ今^{いま}一^{いち}牌^{ぱい}よて斷^きる者^{もの}なれ
 ば(乙)ハ高^{ちひ}点^{てん}牌^{ぱい}よて支^つ遮^かして自^{みづか}ら其^{その}次^{つぎ}回^{まい}の先^{せん}手^てとあ^らりて
 尙^{なほ}其^{その}牌^{ぱい}を打^{うち}出^だして之^を皆^{みな}無^なと^らしむべし占^{かち}繪^{えい}とあ^らす者^{もの}
 ハ常^{つね}に此^{この}事^{こと}を忘^{わす}れすべ^きからず漫^{みだ}りよ所^{ところ}得^える良^よ全^{ぜん}なるをた
 のみて自^{みづか}限^{かぎ}するのみよして進^{すす}んで他^た伍^ごの牌^{ぱい}を占^{かち}領^{りやう}せざれ

ハ毫も趣興あるまゝ至りぬべし

(六)同伍中の一方は於て已は皆無とありたる牌ある時の能く之を記憶して其一方のもの此牌を他伍より追出す事を勉むべし

同伍中よて一人の已は皆無とありたる牌有と悟るとき一人の其牌を打出して他伍より之を追出し同伍よて斷牌を以て之を領取せしむるの方法あり之を行ふよの先づ同伍の一方の尽しものあるや否を考へ見て又其尽たるもの何るややを悟り誠るべし是の人々乃鑑定あれば煩密成

が如きを少しく注意すれば悟り得べし其法方の先づ吾同伍の第二次の打出し以下を打出さるる牌あるべし是必らず皆無とありたるの證據あり尤二回迄よて止めたるを尙其種の牌を持つてゐることあるも兎も角も同伍の一方の久しく其種類を打出さるるの皆無とありしものとして殆んど差支のなきあり依て試みよ其牌を打出すべし譬の同伍の一方は(ハート)が尽きたりと思へ(ハート)を打伍すべし果して尽き居れば之を受くる同伍の直に斷牌を使はざるべからず已は一回斯(ハート)は同伍よ尽きぬと知らば

よ此場合よの他種の繪牌を打出し同伍の一方ある(乙)よ
 渡すべし是れ己よ(乙)よて其一順中の高點牌を打出しわ
 れバ他伍よ之を占領せらるゝの恐きさゆゑなり斯法は最
 とを裨益あるものあれば屢々行ふて勝を取ることにあり忘
 却すること勿れ

(八)(スベキユレーション)を見出して之を追出すべし
 此法は第一(スベキユレーション)の同伍他伍の孰れよあ
 るやを見出すこと甚はだ肝要あり何故と云ふ(スベキユ
 ーション)の(トランプ)の總大將あれば切牌より其威

力強きゆゑも偶々他伍の繪牌を切牌よて占取するも其上
 よ(スベキユレーション)を打出すものあれば其繪牌も遮
 取せらるゝのみならず併て切牌の繪牌若(繪牌と切牌よ
 用ゆるれば)をも關取せらるればあり然れ共(スベキユレ
 ーション)の他伍同伍孰よあるやと云ふことい最も困難
 の問題なれば熟々考察して左よ説明する所を使用すべし
 人よ依りての先づ(スベキユレーション)の誰手よあるか
 を見る爲め最初より(スベード)を打出して試すものあれ
 ども是の拙策あり若し却つて同伍よ(スベキユレーション)

ン)を喰し尙ほ(スペード)の數も少きときは之を追出し
 自ら已れを攻むると同一なればなり依て斯方に行ふべか
 らず故に先づ最初打出すときハ(スペード)を以てせず他
 種の牌を同伍より幾回か打出ても毫しも同伍の一方より
 (スペード)を打出さざれば必らず同伍中ハ(スペッキユレ
 イション)を持つからん最を時ニ依りてハ(スペード)の
 繪牌のみを持つがため之を他伍ニ渡すことを恐れて(ス
 ペード)を打出さざることもありと云へども夫ハ太罕か
 り通常ハ同伍ハ(スペード)を打出さざれば(スペッキユレ

ーション)を所持するの確徴たり斯る場合よてハ他伍よ
 りして(スペッキユレーション)を攻來べし其時の如何して
 然べきやハ次ニ示すべけど若し右ニ反して同伍よりも追
 くハ(スペード)を打出すときハ其々ハ之を助けて(スペ
 ード)を打出し他伍の(スペッキユレーション)を追出すべ
 し

(九)同伍中ハ(スペッキユレーション)を所持する時ハ左の二
 個の場合ニ於て其使用方を各異ニスベシ

(一)我手ハ(スペード)三枚以上ある時

此時の(スペード)と(スペキュレーション)とを合せて四枚
あるゆへに他伍よりの假令之を退出さんとするを始んど
叶ひざるべし故に此時は(スペード)の繪牌を打出して誘
ひ來るも頓着なく(スペード)の點牌を打出して決えて
(スペキュレーション)を打出すへからず

(二)我手よ(スペード)二枚以下ある時

此時の(スペード)と(スペキュレーション)を合せて三枚以
下なり若し他伍よりして(スペキュレーション)を退出すた
め三回を(スペード)を打出さる時の(スペキュレーション)

ン)の一人よて打死せざるべからず故に此時は他伍より
(スペード)の繪牌を一枚よても打出して誘へい直よ(ス
ペキュレーション)を打出して之を占取すべし左れば同伍
よて(スペキュレーション)を所持せるも相違あしと鑑定
したるときは他伍より(スペード)を打出せば同伍の一方の
(スペード)乃繪牌を順序に抱はらず打出すべし假令兵士
を出すも掛念あることあし何とあれば他伍より此兵士を
占取せんとして(スペード)の女王又の王を打出すも同伍よ
(スペキュレーション)を所持せるゆゑ却つて吾が利得と

あれバなる

(十) 同伍互に氣勢薄弱あるときハ騙術の方法を使用して他伍を瞞着すへ之

同伍中共々所得下等よまて氣落ちたりとを決して情況を他伍に推知らるゝことかく成るべく他伍を瞞着して所得宜き様ニ形容し十分の勝よ至らざるを復た同等よあさゝるべからず然とも斯騙術ハ全く道理よ據らざるものあれバ之を行ふて勝つものもあれども又敗るものも有りて其使法險難よて其事由を高尚きり依て斯第十則よ當りてハ

次の別項よ於て之を論ぜんとす宜ましく反覆熟讀て之れが妙用よ渉るべきあり

○騙術の方法

(一) 打出しを迅速よして逡巡することなかるべし

打出を早くすることハ誠よ至當の事あれバ殊よ説かざるも可ある様よ考へらるゝも左よあらず何人よても我所得の良しからざるるときハ容易よ打出しをあさず頭を掻き首を傾けて漸久しく逡巡し澁々打出すものあり是れ誠よ人の情よ於て然るものかれバ己を得ざることかれ也(ト

ランプ)の勝負を争ふ時、斯る所爲ありて、同伍氣を撓めるのみならず、他伍の増長して種々の使方を平滑ならしむべし故、是れ瑣事あれども能く注意して、我が氣勢の回復を圖るべし併し人々依りての餘り氣勢を裝ふて却つて同伍を騙欺しすることもあれば、其邊の打出すもの、豫て心得べき所なり

(二)一種の繪牌二個のみを所持する時の左の場合、依りて使用法を定むべし

(一)一點と王とを所持する時

此場合の良所得あれば、最初の順、小一點を打出し、次の順番、小王を打出せば、何等の困難もあることなし

(二)王と女王とを所持する時

此場合、同伍にて其一點を打出せば、好都合なるゆへ、女王を添て出すを王を出すも、隨意にして、敗る掛念のあしといへども、若し同伍、小一點あきとさひ危ふし、依て斯る時、先づ王を打出すべし、然るときは、王の他伍の一點、併領せらるべし、己王を他伍に渡せば、女王の死を免るゝを得べし、何と云へば、己小王を出し、一點も出たるのちは、死する掛

念ねんあければあり

(三)女王と兵士とを所持しよぢする時

此場合このときの女王を他伍てきかたの一點いん添そゆべし然れば兵士の生
ることあり何なにとなれば既すでに最初はつめより女王を渡せば他伍たご
ての彼入このしゆの此種このしゆの牌はいが皆無みなとありたるものと臆測おそしめし外ほか
王わうを有するも之を出さるべし依て其間まは他牌たはいを皆無みなと
あらしめて兵士を死地しちより援すくひ起おこすべし故ゆゑに兵士を先ま
出して女王と後あとに置くべからき斯ごとの如くするとき他伍
よの尙なほは兵士あるべしとの的知てきちせられ其次つぎの順つらに王を打出

して其兵士とも併領あひりせらるゝに至ることあり

(四)點牌てんぱいと王わう又またの女王又またの兵士とを所持する時

此場合このときの王又またの女王又またの兵士を先まに他伍へ渡すべし然
るときの前まへ云ふ如く己おのれに皆無みなとありたりと臆測おそしめせられぬ
べし依て其間まは右みぎの點牌てんぱいを皆無みなとあし斷牌きりぱいを以て餘あまの繪
札えだを占領あつりすべし

(三)同伍どうごよて斷牌きりぱい乏なげしきとき之を打出して他伍たごの斷札きりえだを
少數すくなくあらしむべし

是れ最も窮策きうさくなれと行いふて屢しばしば々益えきあり何なにとあれハ吾所得わがてのう

中斷牌甚いた多き如く裝ふゆへ他伍の之を眞事と想ひ已
む亦く斷牌の高點又ハ斷牌の繪牌を打出して之を遮斷し
他伍自ら先手とかりて他の牌より打出すなるべし

(四) 吾手ハ一點と女王又ハ兵士とを所持するときは容易
此牌を打出さす二順又ハ三順も當る時女王又ハ兵士を打
出すべし

是頗る騙術の險難なるものあれど行ひ易きことあり譬は
他伍の(丁)より(ハート)の五點を打出せば(乙)即ち我が
手の所得中ハ(ハート)の一點と女王又ハ兵士とを持つと

さハ(ハート)の女王又ハ兵士を打出すべし此時(丙)ハ仮
令王を持つも決まて出さるべし何となれハ(甲)ハ一點
のあるや否明きらざる故王を出さるべし或ハ其騙術を
ることを推知らるれば王ハ占有せらるゝことあれども多
くの王を出さるへし是れ(丙)の仕方を當然のことあり
何となれハ王を出して或ハ(甲)ハ併有せらるゝ恐あれハ
あり次ハ一點を打出さる實ハ妙用あらん尙ハ斯法は普
通の場合も使用して益を得ることあれば能く瞞着して
使用すへし

(五) (スペキュレーション) を所持して (スペード) の數多く
 斷牌の數のみ少なき時の自ら (スペード) を打出して (ス
 ペキュレーション) を攻撃すべし
 是れ自ら已れを攻撃して他伍を瞞着するの法あり斯の如
 くせる時の他伍 吾も (スペキュレーション) 亦きこと臆
 斷すべし其際同伍も瞞着せらるれと決して掛念なし假令
 同伍より攻め來るも容易も (スペキュレーション) の追出さ
 る、恐れなければ也斯法の只 (スペキュレーション) を保つ
 爲も功あるのみならず他伍の繪牌の斷牌を占有すること

と得べし

右之止を得ざる場合も望みて使用する騙術法の中の要領を
 示したるは過ぎすと雖も能く之を記憶して使用せば敗るべ
 きもの却つて勝ち勝つべきものを敗とあさしむるへし但し
 一應 (トランプ) の使用は慣熟せよ上からでの叶ひ難き何と
 されば之を用ひて却て他伍も看破され敗を一層の敗へ導く
 ことわれの初歩の者も先づ試みざるを可とせん

○第七章 記憶力の緊要

何件も限らず記憶力の甚はだ肝要あるものなれども其中は

て(トランプ)を爲すよの最も記憶の力を知るべからず其記憶の力を養成することの爰一言して尽すべからざれど先づ宜しく此事と彼事とを考へ置きて屢々之を回顧すへし故に數理學等の達人の多く記憶の力富めり他をし屢々物事を考へて平素腦を記憶のみ使へばあり是實際往々ある所にて書生輩も(トランプ)使用の達人多き所以たらん偶々幼少の輩も能く(トランプ)を使用するものあるは其考へ(トランプ)の興味のみ在るを以て然るやの知らされとも兎も角道理を推然するものハ斯達人巧手に至るへし斯る理由あり

るを以て仮令上所得たりとも敗者となり下所得あるも勝者とあるに到底記憶の力富めるものと記憶の力乏しきものとよ區別より生ぜり既も(トランプ)の記憶の力を根本としあば此遊をするよは能く記憶力を養ひざるべからず記憶力を養ひ得て(トランプ)の達人功者となり其記憶力の富も(トランプ)の一十遊戯術も止まらずして汎く世事も應用せらるべし故も云ふ(トランプ)の間接に知識を進むるの功あり是是不當の言辭もあらざるべし依て更も(トランプ)中記憶方の必要ある場合を舉示せんと欲す

(一) 使用の札數を忘却せざるべし

(ハート)の牌數の己も幾度使用せられたるや(クラブ)の牌數の幾度使用せられたるや(スペード)の札の未だ使用せられざるやと云ふ是あり人或之を忘却して他人も尋ぬることあれども是甚だ下策あり其度數を忘却しての吾打出の胸算正しからず順序區々として同伍他伍を爲す無益の勞も陷ることあれバ度數を記憶するは肝要なりとす

(二) 他伍も皆無とありし札のあるまゝを記憶すべし

吾多數の繪牌を打出して他伍より之も繪牌を添渡したる

とき己も其札の皆無とありし正徴あり譬バ吾が(ハート)の一點と外お四個の點札を有せるとき其(ハート)の一點を打出したるも他伍よりの女王又ハ兵士等を添渡せしとき他伍の(ハート)の皆無とありし征徴とすべし尤も騙術よて渡したるや否やを考ふべし之を考ふるよハ吾が(ハート)の何枚あるやを調べ若し其(ハート)の數多き時ハ此方も多ク彼方も少き理を以て他伍は眞も皆無とありたるべし

(二) 他伍も断札を使用せしことを記憶すべし

一度他伍てきまたに於て斷札きりよたを使用せしとき其斷そのきられたる種類
 の札を以て再び打出すべからず同伍みまたの打出に依り暫く之
 を攔さしをき間ひまに乗じて之を援すくふことを勤つとむべし譬たとへば（クラブ）
 の他伍たまたに於て既すでに皆無みなとなりて其順そのつとは餘札あまのよたを棄すてしか又
 は之を斷きりしかを忘わするべからず同伍みまたに於て之と同様の
 理わけにて他伍みまたの一方が斷札きりよたを何種どのよたも用ひしかを記憶おぼへして可
 成べくさき先手さきは回り巳うづの順のゆんに其札よたを打出し之を他伍てきまたより追出おいだ
 せらるべからず

(三) 追次おしくて他伍みまた同伍みまたより打出したる繪札えよた及び点札てんよたの種類しゆるい數位か

を記憶おぼへすべし

己すまに打出したる者の譬たとへ（ハート）の王女王九点五点（ク
 ラブ）の一点軍士十点八点五点三点（ダイヤモント）の女王
 七点六点四點（スペード）の王女王九點八點なりしと記憶おぼへ
 すること是これなり斯かくの如ごとくあれば既すでに打出したる者の何々
 として未まだだ打出うちだざる者の何々ありとの事判然ことばつかりとして（ト
 ランプ）の使用上えいじょうの益えきあることなり是これ頗おほる難事むづかしきを
 りといへども畢竟つひ巧手じやうて下手げの分るゝの爰こゝ點てんありて甚おほ緊きん
 要ひんあれば成るべく之を記憶おぼへせんことを勉つとむへし好こし悉ことごとく

記憶すること能ひされば責めて斷札の種類のみよても記憶せざるべからず（其斷札の各要用の者きれと成べく之を出す下點よりすべし故も若し追々上點を出すものあれば是己は斷札乃少數を示すもれあり兎も角此法は（トランプ）使用中の量要あることきれに深く注意して等閑に付べがらす

○附言一則 凡そ賭留多まされ花牌もされ輪贏を決することの宜しく正直にして毫も悪戯狡策を容るべからず然とも世上の往々狡兒ありて種々の悪計を出すとあり能く之

を看破して遊戯を行ふべし（トランプ）も亦然りとす依て左に其使用前に注意すべきことを附言せん第一札を配分するに際し其札の裏面等も標的とあるべき損所汚點の有無を檢案すべし人々依ての斯く如く標的を製へて他伍も何々同伍も何々を配分せしことを識るものあり第二鏡塗板其他の映射物も其前後もあるや否を回顧すべし是れ札の種類如何を寫書して其所得を識る方あり第三他伍中は暗号の有無を發見すべし或は眼を閉ぢるを何の標とし手を擧るを何の的とし其他形容を以て所得の通告するものあり此等の類の

甚だしき狡策あれば殆んど博徒よする類ことあり若し之を
覺り得ば斷然斷止して(トランプ)の使用を施行せざること
よすへし

以上已よ占繪の方法定則騙術等と説示したれば以下よ其他
の諸遊戯を説き示すべしと雖も其方法の概ね右の定則より
出たるを以て之を参考すれば可なるがゆへ他戯に至りては
只其使用法のみを示すへし

○第八章 (トランプ)獨り遊ひ

是の札を獨り使用して遊ぶ方法也其方法の先づ五十二枚の

札を能く混錯して表面より一札づゝ取出して之を前面よ四
個よ列併し順位よ點札の數を整頓して成丈四部よ還るを良
とす即ち左の如し

- (一) \ \ \ \ \
- (二) \ \ \ \ \ 使用す
- (三) \ \ \ \ \ 人
- (四) \ \ \ \ \

一點の置
場あり

譬の最初よ出たる札の孰れの種類よ限らす王なるときハ之
を一部ひとつの所よ置き次よ女王あるときと其次よ置き次よ兵士

あるとき其次は置くあり又其次は王が出づれば(二)の下は置き次は女王あれば其下は置き次は兵士成は其下は置き次は十點九點八點より二點迄順位は出れば又順位は其下は置くへし斯く五十二枚とも順次は出れば更は之を各一點(一點は其出たる時兼て傍ら別として置くべし)は合すべし其合するは必らず素牌を取出してあらべたる順序あるへし即ち一點は加ふるは二點三點四點五點六點七點八點九點十點兵士女王王とす之は一部は全く整備とす次は他の三部を斯の如く併合すべし四部皆整備すれば最良あり何人にて

を試みふ之を行ふへし右示す如く順當は出て來ることいさくして錯雜して出るをのあり即ち最初五點出て次は九點出て次は軍士出て次は女王出て次は王出て又次は十點出て三點出て九點出て四點出て王出れば女王出て五點出れば八點出て始終順逆不定あり之を能く四部は配置して遂は能く四部の順位は復せしむるは甚はだ難く偶々能く整頓すれば欣欣然として獨り喜悅は堪へざるべし

○第九章 二十一(トランプ)

此法の已が取たる牌の點數を計算して二十一點に至るを勝と

する故二十一の名あり其計算を以て勝敗を決するよは豫め
左の件々を心得置さるべからず

(一) 二十一點を以て本位とすし二十一點より點數上るもの
敗なり二十一點より下て十四點以下よの敗として計算
を及ぼすべからず

(二) 二十一點以上の者と十四點以下の者とを比ふれば二十
一點以上の方を敗とす

(三) 衆人共に二十一の點を取得たるときは配主の勝なるべ
し

(四) 各自二十一點よ滿たさるときは其中の最高點を以て勝
とし

又斯法よの繪牌の點數を計算するよ定法あること左の如し

一 (スベキユレーション) の一と十と十一と乃三様よ算當
するを得べし

一一點 は何れを一と十一の二様よ算當す
るを得べし

一 田女王兵士、 何れを各く十と算當すべし

其他の點札の點數の如く十九、八、七、六、五、四、三、二と計算して可

あり

此法を行ふのは人数に限りありし二人三人四人五人六人幾人よても差支あし今假し甲乙丙の三人よて行ふこととせんよ此内よて配主(通例之を親或の元方と稱す)を定むべし此分主に當りたる人を(甲)とすれば(甲)とまづ牌と能く錯雜して自分とを三人よ配るべし之を配るよは牌を裏面よして三人よ二枚宛配分すべし總て最初受けたる二枚の外よ尙之を受くると受けざるの各自の隨意あれども若し之を受くる時の牌數合せて五枚を越ゆべからず且又之を配るよは三回

よりの表面を顯してすべし其時三人の各取て之を見るよ譬の其所得左の如し

(甲)の一點と九點の點牌あり

(乙)の(スペキュレーション)と六點の點牌なり

(丙)の女王と八點乃點牌あり

依て各自點數を計算して見るよ左の如し

(甲)の一點を十一と爲せの合計二十點あり

(乙)の(スペキュレーション)を一ト爲せの合計七あり

り若し之を十と爲せの合計十六點あり若し又之

を十一と爲せの合計十七點あり

(丙)の合計十八點あり

斯時前文よ説きたる勝敗決方心得の件々より各思慮する
とせんよ(甲)の已よ配分を辭るとせん(乙)の尙は受けたりし
と乞んよ四點の點牌を得たりとす是よて配分を辭るせん
(丙)も尙受くるとせんよ四點を得たれば最早配分を辭すべ
し依て各自之を表面よして示すべし即ち其結果左の如し

(甲)の二十點あり

(乙)の二十一點あり (是前の十七點と後の四點と合

計すればなり)

(丙)の二十二點あり(是前の十八點と後の四點と合
計すればなり

依て(乙)を完全の勝とし(甲)を不完全の勝とし(丙)を全く
の敗とすべし

○第十章 消了(トランプ)

斯法を二人三人五人六人幾人よて使用するを差支あらず其
方法の五十二枚を以てせず其幾部よても宜し假よ四枚又の
五枚宛よして之を三人よ配分すべし其餘を裏面よして中央

よ置くべし斯の如くして各受得たる牌を打出し疾く打出し
 盡したるを勝とし尙幾枚の残るものを敗とす其打出の順序
 の總て前よ云ひし占繪と同じ左れども斯法よの斷牌なきを
 以て人より打出られたる札の吾所有なき時ハ更よ中央よ
 備へたる牌の中より順當よ受取て其牌を得る迄ハ幾牌よ至
 るを取入せざるべからず若し中央よある牌を収了せば打出
 きたる人より其打出したるものを収入すべし斯法よを多少
 の方法定則有ども占繪の法を參考すれば自ら了解すべし故
 よ略す

○十一章 占點(トランプ)

斯法を人よ限りなく二人三人四人五人何人よてを使用する
 ことを得べし其方法は五十二札中よて先づ斷札を定め置き
 夫より札を混錯して一人付四札宛よても五札宛よても其
 場の申合よて配り其餘りは中央よ備へ置き占繪の如く打出
 して高點なる者ハ其札を取るべし但し打出したる度毎よ中
 央の備札より名人一札宛を受最初定めたる札數と始終同數
 よかし置からざるべからず此の如くして中央備牌盡るよ至
 れハ各人の所持せる札を打出し盡し然後各人其取りたる牌

を計算すべし其計算の定法の左の如し

一 斷牌の一點二點兵士の十點と計算すべし

一 斷牌の王女王十點の五點と計算すべし

一 並牌の(スベキユレーション)或の一點王女王兵士十點

の一點と計算すべし

其餘斷牌並牌に限らず惣て二點三點四點五點六點七點八

點九點の計算の中に入らず

右の計算法より計算して點數の多き者を勝とするあり其

他順序使用等の占繪と同じければ参考すべし

○第十二章 占繪の別法

斯法の占繪とは全く異なるとして右に示せし占點の點數は依り

て勝敗を定むるものを繪札の數にて勝敗を分つものとする是

亦幾人にて爲すも差支あることなく是れが順序方法は右に

同じければ略す

○第十三章 (ナボレオン、トランプ)

斯法の成るべく多勢あるを好まず其順序方法の最初の占繪

は異なることなし只之を左の如く使用するものと

譬は五人に配分し各々所得を収めて後之を點檢して幾枚

を占領し得べきことを申出で其多額者を以て(ナポレオン)とし餘の人は連帶して(ナポレオン)を攻撃し取るものを取らせず出さんとするものを出させざる法方あり今先づ五人の内(甲)の三枚を取べしと云ひ(乙)の四枚を収むへしと云ひ(丙)の五枚と得へしと云ひ(丁)の六枚を取ふべしと云ふ若し(丁)の六枚より尙多く取得可き都台の所得者は尙之よりも多額を唱へ若し(丁)より上は越ゆるものなければ(丁)の既(ナポレオン)とあり自ら打出して五枚を得ざるべからず果して丁度五枚を得ば(ナポレオン)の勝とあり若し取

過ぎて六枚も成ても不足えて四枚取りても丁度五枚を得ざれい敗れず佛蘭西第一(ナポレオン)皇帝が歐洲諸國を併合し後は歐洲諸國が打出して帝を攻撃せることより考案せしものあれば實は勇壯活潑の使用法あり以上説示す外(トランプ)の使用方の夥多あれども尽く之を挙ぐる能はざるのみならず却つて冗長なることあれば今之を除きて只其重要なるものほみを示せり能く前後照應して飮味せり(トランプ)の使用の上達すること疑ひなしとす只言の尽さる筆の至らざる處あれば幾回も之を熟讀して服

賈せざる可らざるあり

○附言 (トランプ) 手術の事

婦文章蒙遊嬉の爲よ (トランプ) 手術の事を附載すべし蓋し (トランプ) の手術の頗る多くして逐一之を舉示することの能はざれども其中よ於て解り易く且つ興味あるものゝみを左よ説明すへし

○ (トランプ) 手術其一 仮よ列牌暗射と名く

(トランプ) 十二枚を以て左の如く配置すへし 斯く配置し置て他人よ向ひ何牌よても汝の欲と思ふ牌一つ



を的中すべしと云ひ自ら目を閉つるか又の後を顧るべし他人よ於て是れありと思ふ牌を既よ定めて后ち吾は舊の如くして右三段中の幾段なるかを問ふべし其時仮りよ他人の二段の三行目たる甲を欲きとせば外人の唯二段目ありと云ふべし依て吾の右乃牌を矢の方向よ取收め再び其裏面よても表面よりよても差支なく左の

如く配置又他人よ對ひ縦線よて三行の中よて河行あるを問

ふべし若し中行を云ハ

必す二段目の(甲)あ

るべし是理由ハ只行列

の縦横よ變ずる迄よし

て別よ其位地を變るこ

となければ最初回の縦

行は二回の横行あれバ

あり能く著るしき牌を以て行ハ其理合忽ち了り得べし



○(トランプ)手術其二 仮よ(混交暗射)と名く

斯法の五十二枚を掌頭へ裏面を向けて惜し他人をして其中

より一枚を抽出さしめて之を記憶せしめ吾ハ決して其何た

るを見ずして言ひ當るの術あり扱其抽出したる牌を吾が掌

上よある牌の上よ措かしめ之を混交するよ當りて最終の牌

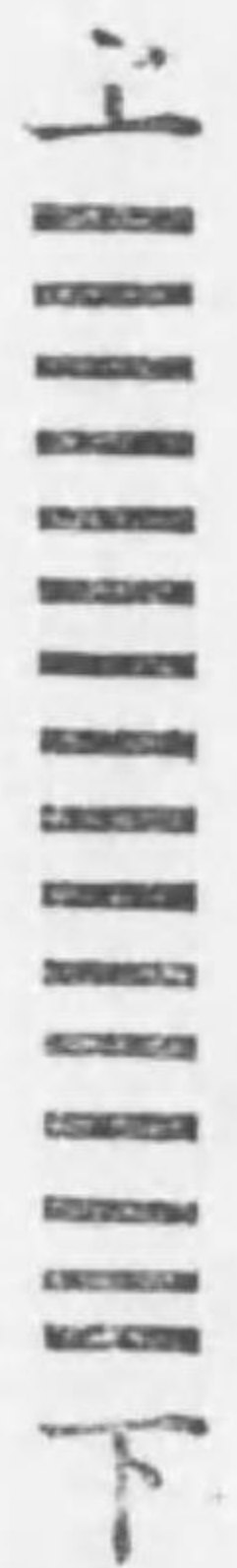
い何たることを吾よて密よ記意すべし譬ハ他人の袖出して

上よ措きたるハ(ハート)の一点よして吾最終の牌ハ(クラ

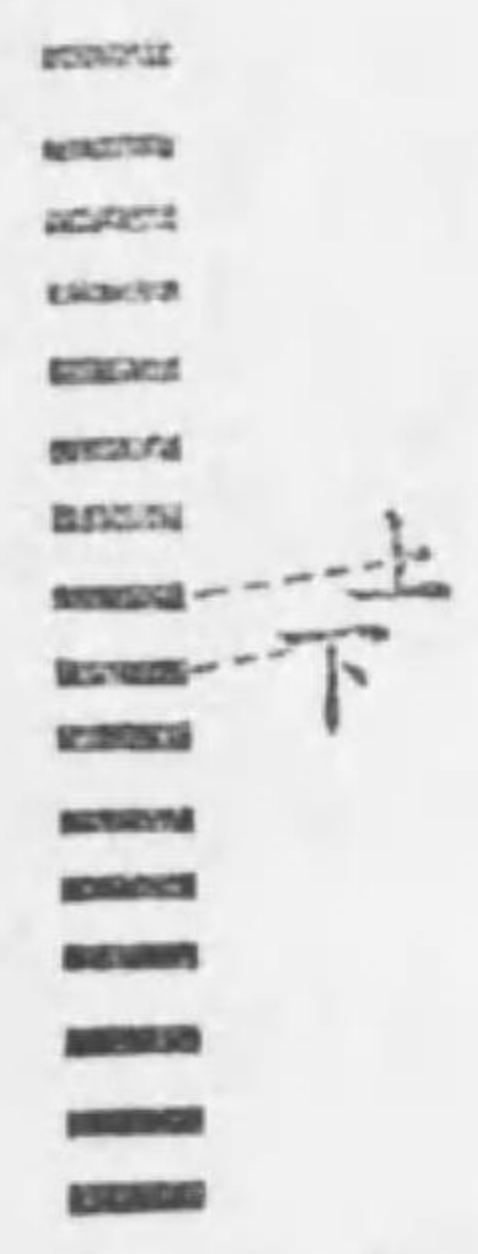
ブ)の一点なりしとせんよ斯て之を中央より一よして下よ

り上へ混交べま其後之を表面して順次よ繰出すべし即ハち

吾密ひそかに見置み置ききたる(クラブ)の一点いっしんと重かさありて其前まへあるを
のひと他人の抽ひきたる(ハート)の一点いっしんなるゆゑ即ち(ハート)
の一点ありと答こたふべし其理由わけハ左の圖づにて明あらん



上うへ下したを加くはふれば



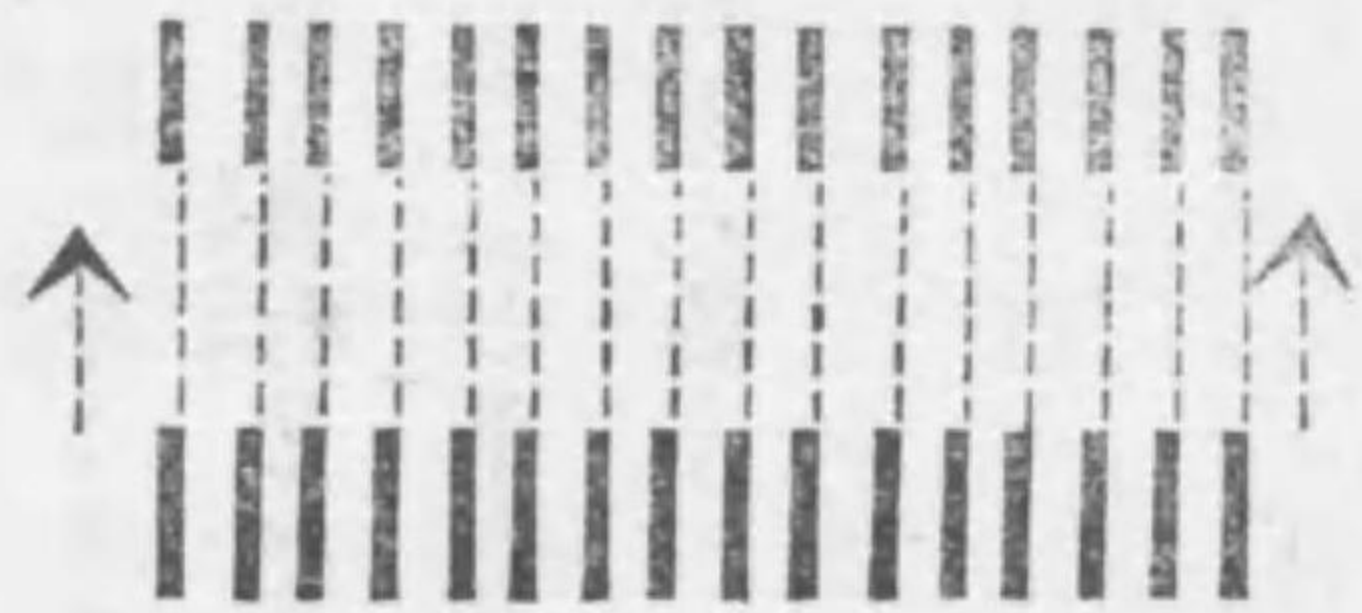
必かならずらず上下うへした合体くわたいす

故ゆゑみ之のを繰出くりだすときハ左の如ごとくし
て同時いっしょに出でて來くるものとす是れ當あたり
然さへあり能あたく實行じつこうせば了ことり得えべし

○(トランプ)手術其三 假かり混ま
交列射まじりあはせと名なく

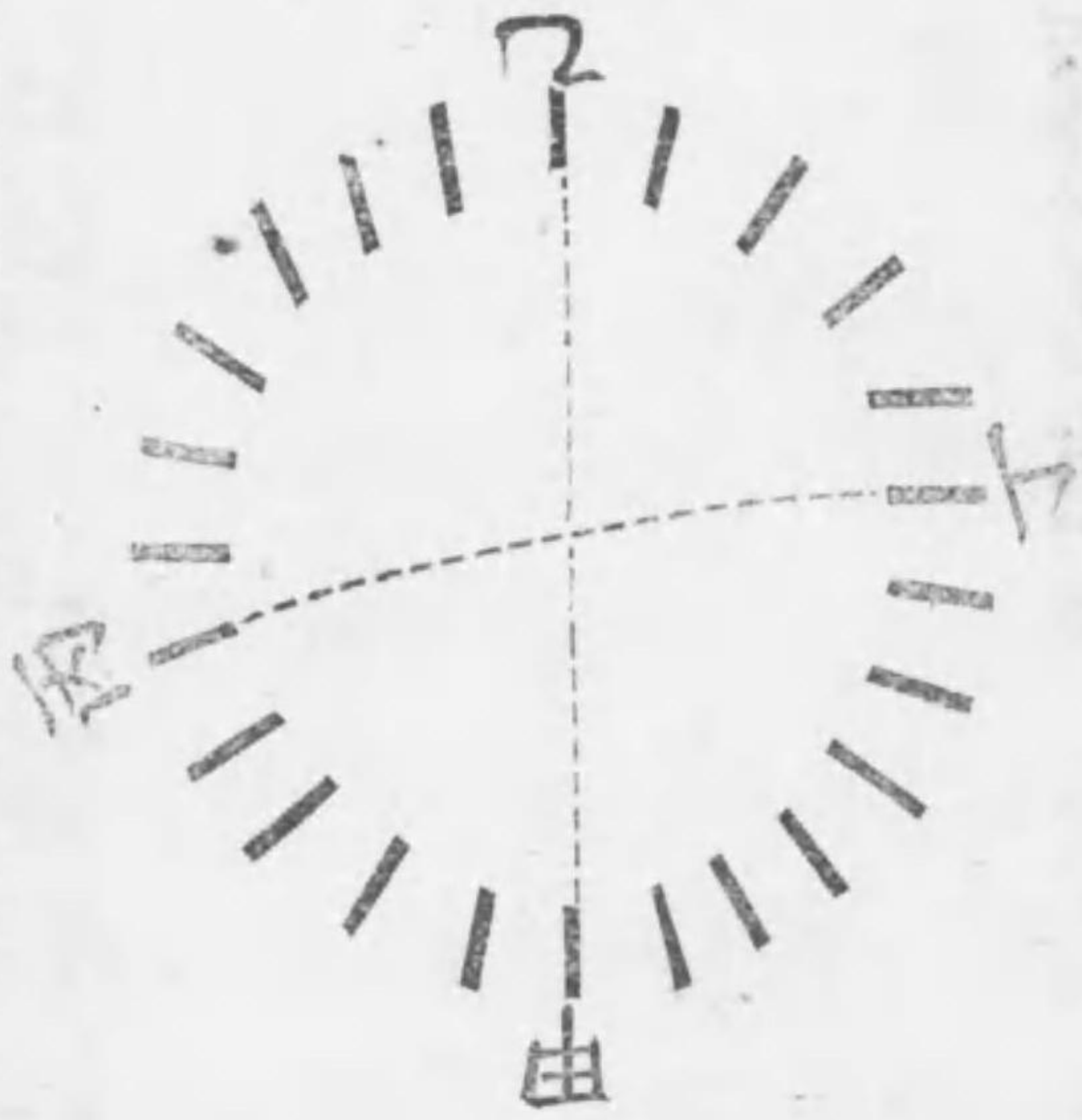


斯法このしかたは同様おなじやうの(トランプ)を二枚宛にまいづいまゑて九枚くまいとし都合つがふ十八
枚まいを上下うへした兩行りゆうかうに屏引さらすること左れ如ごとくし



是を右方より取りて悉皆収め掌頭よて下より上へと混交すべし
 決えて上より下へ混交すべから
 ず幾回か混交したるのち之を懐中へ容れて中央より九枚宛ま雨
 分し兩手を以て一枚づゝ各別よ
 取出し最列ハ之を右手の上より
 屏列せば次の左手の下より屏列すべし必らず同様の牌とあ
 らん次は右手の上よりし次は左手の下よりして取出せば前

よ屏列したる順序の如くあるべし其理由は左の如し



斯の如く各牌相對
 し在るを以て幾回
 之を混交するも決
 して其位地を換へ
 ざる奇り左と右若
 し其際上より下へ
 混交すれば斯の如
 く相對を亂すゆへ

もと元へ還ることを得ず能實施せば直に領解すべし

西洋遊戯 かるたしよばら 骨牌使用法 終

明治十九年十一月廿五日御届

同 年十二月 出版

(定價金二拾錢)

原 版 人

岡山縣平民

岡 初 平

東京神田區雉子町
三十二番地寄留

東京府平民

翻刻出版人 井 上 源 七

日本橋區高砂町十
二番地

東京神田

發 兌 所 團々社支店

大

本石町 上田屋

横山町 辻岡文助

南鍋町 兎屋誠

馬喰町 山口屋

藥研堀町 鈴木喜右衛門

淺草三好町 大川屋錠吉

南傳馬町 松成堂

通三丁目 丸屋鉄次郎

銀座三丁目 上方屋

賣

捌

終

